

神戸大学（大学院法学研究科）及び神戸大学（法学部）の法曹養成連携協定の変更協定

神戸大学大学院法学研究科（以下「甲」という。）と神戸大学法学部（以下「乙」という。）は、令和2年2月28日付元文科高第1094号にて、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づき認定を受けた法曹養成連携協定（以下「認定協定」という。）について、次のとおり、認定協定の内容を変更する協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（変更事項）

第1条 甲と乙は、認定協定を次のとおり変更し、別紙のとおり改める。

- 1 令和5年4月1日より、連携法曹基礎課程（認定協定第2条第2号に規定する連携法曹基礎課程をいう。以下同じ。）の開設科目を次のとおり変更する。
 - （1）民法Ⅰ（総則・物権）
 - （2）民法Ⅱ（債権各論）
 - （3）民法Ⅲ（債権総論・担保物権）
 - （4）民法Ⅳ（親族・相続）
- 2 令和5年4月1日より、連携法曹基礎課程の開設科目を次のとおり廃止する。
 - （1）民法Ⅰ
 - （2）民法Ⅱ
 - （3）民法Ⅲ
 - （4）民法Ⅳ
 - （5）民法Ⅴ

（本協定の適用者）

第2条 本協定は、令和5年4月1日から施行し、乙の令和5年度入学者（当該年次に編入学、転入学又は再入学する者を含む。以下同じ。）から適用する。

- 2 本協定施行の際現に乙に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、令和5年度入学者を除き、適用しない。

（効力の発生）

第3条 本協定は、法第7条の規定に基づく文部科学大臣の認定を受けたときに、効力が発生するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名又は電子署名のうえ、各1通を保有する。

令和5年2月1日

甲

学長（代理人）
神戸大学大学院法学研究科長
高橋 裕

乙

学長（代理人）
神戸大学法学部長
高橋 裕

神戸大学（大学院法学研究科）及び神戸大学（法学部）の法曹養成連携協定

神戸大学大学院法学研究科（以下「甲」という。）と神戸大学法学部（以下「乙」という。）は、次のとおり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づく法曹養成連携協定（以下「本協定」という。）を交わす。

第1条 本協定は、乙の法科大学院進学プログラム（法曹コース）における教育と甲の実務法律専攻における教育との円滑な接続を図ることを目的とする。

第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院及び連携法曹基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。

- 一 連携法科大学院 神戸大学教学規則第4条に規定する甲の実務法律専攻
- 二 連携法曹基礎課程 神戸大学法学部法科大学院進学プログラム（法曹コース）に関する細則（以下、「細則」という。）第1条に規定する乙の法科大学院進学プログラム（法曹コース）（以下、「本法曹コース」という。）

第3条 乙は、本法曹コースの教育課程を 別紙第1 のとおり定める。

第4条 乙は、本法曹コースの成績評価基準を 別紙第2 のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

第5条 乙は、本法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度の要件を 別紙第3 のとおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。なお、ここにいう本法曹コースに在籍する学生とは、細則第3条1項にいうプログラム登録をしている学生のことをいう。

2 乙は、前項に定める卒業認定を受けようとする本法曹コースの学生が当該認定を受けることができるよう、次に掲げる学修支援体制を構築するものとする。

- 一 本法曹コースの学生を対象とし、学修支援を目的とする説明会ないし相談会を年に数回実施すること
- 二 本法曹コースの運営を担う専用の組織を設置し、学生の学修状況を恒常的に把握するよう努めること
- 三 前二号を通して得られた知見を第6条第2項に規定する連携協議会に随時報告し、必要に応じて学修支援体制の見直しを行うこと

第6条 甲は、本法曹コースにおいて、連携法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力を行うものとする。

- 一 乙の求めに応じ、本法曹コースの学生に対し、連携法科大学院への進学のためのガイダンスを行うこと
- 二 乙の求めに応じ、本法曹コースの学生に対し、連携法科大学院における教育方法及び教育内容を体験する機会を提供すること

- 三 乙における教育の改善・充実のため、共同して授業科目の配置及び内容について協議を行うこと
- 2 甲及び乙は、連携法科大学院における教育と本法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議会を設置するものとする。
- 3 第1項各号に掲げる事業の実施方法及び前項に定める連携協議会の運営方法については、甲と乙の協議により決定する。

第7条 甲は、本法曹コースを修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象として、以下の入学者選抜を実施する。

- 一 5年一貫型教育選抜 論文式試験を課さず、本法曹コースの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜
 - 二 開放型選抜 論文式試験を課し、本法曹コースの成績等と併せて総合的に判断して合否判定を行う入学者選抜
- 2 前項各号の入学者選抜の募集人員、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は 別紙第4のとおりとする。

第8条 本協定の有効期間は、令和2年4月1日から5年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の1年前の日までに、甲又は乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に1年間延長して更新することとし、以後も同様とする。

- 2 甲と乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

第9条 甲又は乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方当事者に対し、相当な期間を定めてその改善を申し入れることができる。

- 2 甲又は乙は、他方当事者が前項の申し入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じない場合は、前条の規定にかかわらず、本協定の廃止を通告し、本協定を終了することができる。ただし、申し入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由がある場合は、この限りではない。

第10条 第8条又は前条第2項の規定により本協定が終了する場合にあっては、甲若しくは乙が本協定の更新を拒絶し、甲及び乙が本協定の廃止に合意し、又は甲若しくは乙が本協定の廃止を通告した時点において現に乙に在籍する学生が乙に入学した日から起算して4年を経過する時、終了するものとする。

第11条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項であって本協定の目的の実施に当たり調整が必要なもの及び本協定の解釈に疑義を生じた事項については、第6条第2項に規定する連携協議会において協議し、決定する。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年2月1日

甲

学長代理人
神戸大学大学院法学研究科長
高橋 裕

乙

学長代理人
神戸大学法学部長
高橋 裕

1. 乙の法曹コースの教育課程編成の方針

法学部における教育と法科大学院における教育との円滑な接続を図るために、法学部に履修プログラムとして設置される法科大学院進学プログラム（法曹コース）は、神戸大学及び法学部のカリキュラム・ポリシーに基づき、法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うことと、「創造性」「国際性」「専門性」を学生に身につけさせることを目的として、法学部において開設される科目を通じて、次のように本法曹コースの教育課程を編成する。

- ・ 憲法（人権及び統治）、民法（民法総則、物権、担保物権、債権総論、債権各論、親族及び相続）、刑法（総論及び各論）、商法（会社法）、行政法（行政法総論及び行政組織法）、民事訴訟法及び刑事訴訟法に関する科目については、基礎的な理解を獲得し、説明できるようになるために、学生が必ず修得しなければならない科目とする。
- ・ 商法（会社法以外の分野）及び行政法（行政救済法）に関する科目については、基礎的な理解を獲得し、説明できるようになるために、学生が修得することが望ましい科目とする。
- ・ 基本法律科目の学修により得られた理解に基づき、基礎的な法的文書を作成できるようになることを目的とする少人数授業については、学生が必ず修得しなければならない科目とする。
- ・ 法哲学、法史学、外国法、法社会学及びその他の基礎法学に関する科目については、基本的知識を獲得するために、学生が選択して修得しなければならない科目とする。
- ・ 法学部において開設されるその他の科目については、学生が法学部の履修要件に従って修得しなければならない科目とする。

2. 乙の法曹コースの教育課程

学年	学期	必修科目		選択必修科目		選択科目	
		科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
1年	前期	憲法（統治）	3			実定法入門（※3）	2
	後期	民法Ⅰ（総則・物権）	4	法解釈基礎（※1）	2		
刑法Ⅰ		4					
2年	前期	憲法（人権）	3	法解釈基礎（※1）	2		
		民法Ⅱ（債権各論）	4	英米法A（※2）	2		
		刑法Ⅱ	4	比較法Ⅰ（※2）	2		
				比較法Ⅱ（※2）	2		
				法社会学概論Ⅰ（※2）	2		
	後期	民法Ⅲ（債権総論・担保物権）	4	法解釈基礎（※1）	2		
				法哲学A（※2）	2		
		行政法Ⅰ	4	法哲学B（※2）	2		
		刑事訴訟法	4	日本法史（※2）	4		
				西洋法史（※2）	4		
				英米法B（※2）	2		
				法社会学概論Ⅱ（※2）	2		
3年	前期	民法Ⅳ（親族・相続）	2	応用法律（※1）	2	行政法Ⅱ（※3）	2
		商法Ⅰ	4	英米法A（※2）	2		
		民事訴訟法Ⅰ	4	比較法Ⅰ（※2）	2		
				比較法Ⅱ（※2）	2		
				法社会学概論Ⅰ（※2）	2		
	後期			応用法律（※1）	2	商法Ⅱ（※3）	4
		民事訴訟法Ⅱ	2	法哲学A（※2）	2		
				法哲学B（※2）	2		
				日本法史（※2）	4		
				西洋法史（※2）	4		
		英米法B（※2）	2				
		法社会学概論Ⅱ（※2）	2				
合計		46	（※4）	12			

※1 この中から6単位以上（応用法律4単位以上含む）の修得が必要（なお、これらの科目のうち「応用法律」は同名称で複数科目が開講され、かつ同名科目の重複履修が可能）

- ※2 この中から 6 単位以上の修得が必要
- ※3 選択科目のうち、履修することが望ましい科目とする。
- ※4 選択必修科目として修得しなければならない単位数の合計。

乙の法曹コースにおける成績評価の基準

評価	成績評語 (成績表に記載)	成績評語の意味	評価の割合
90点以上	秀	学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。	10%以内 (注1)
80点以上 90点未満	優	学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。	秀と合わせて 40%以内 (注2)
70点以上 80点未満	良	学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。	====
60点以上 70点未満	可	学修の目標を達成している。	====
60点未満	不可	学修の目標を達成していない。	====

注1：履修者が20名以上である授業科目についての原則たる割合であり、また、履修者数が19名以下である授業科目については、2名まで。

注2：期末試験のみによって成績評価を行う授業科目について、原則として課されるもの。

【成績評価方法】

期末試験，中間試験，随時の小テスト，レポート，平常点その他の方法のうちの一つにより，又はその複数を組み合わせて行う。

【GPAの算出方法等】

GPAは成績評語（秀・優・良・可・不可）に基づいて評価した成績の単位数に，それぞれのGPを掛けて合計したものを，履修登録を行った単位数の合計で割って計算した，1単位あたりのGPA平均値を指す。

[履修登録した科目の単位数×当該科目のGP] の合計

○計算式：GPA =
$$\frac{\text{履修登録した科目の単位数合計 (不可を含む)}}{\text{履修登録した科目の単位数合計 (不可を含む)}}$$

○評語ごとのGP：秀 4.3，優 4.0，良 3.0，可 2.0，不可 0

○履修登録した科目のうち，以下の科目はGPA計算式に入らない。

- ・成績を「合格」で評価する科目
- ・他大学等で単位修得し，神戸大学が「認定」とした科目
- ・履修取消しをした科目
- ・資格免許のための科目（教職科目，学芸員関連科目）
- ・再履修をした場合の，同科目にかかる過去の「不可」の成績（ただし，以下の科目については，過去に付いた「不可」の成績は除外されない：3・4年次演習科目のうち，同じ科目名で開講されるもの／応用研究科目のうち，同じ科目名で開講されるもの／外国書講読科目のうち，同

じ科目名（「英書」等の言語まで同じ）で開講されるもの／特別講義社会問題自主研究）。

乙の法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度

【履修科目登録の上限（キャップ）の緩和について】

乙の法曹コースに在籍する学生の履修科目登録の上限（キャップ）の緩和に関する関係規定は、次のとおりである。

神戸大学教学規則

(履修科目の登録の上限)

第29条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は各学部規則において定めるものとする。

- 2 各学部規則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

神戸大学法学部規則

(履修科目の登録の上限)

第8条 教学規則第29条第1項の規定に基づく履修科目の登録の上限は、46単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本法学部に編入学又は転入学する者についての履修科目の登録の上限は、50単位とする。
- 3 前条の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前2項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。
- 4 前項に規定する履修科目の登録の上限を超える者の基準については、別に定める。
- 5 前3項に定めるもののほか、別に定めるところにより、第1項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

履修科目登録の上限の特例に関する細則

第1条 この細則は、神戸大学法学部規則（以下「規則」という。）第8条第4項及び第5項の規定により、履修科目登録の上限の特例について定める。

第2条 1年次末におけるGPAが3.5以上である学生が、2年次において、1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、規則第8条第1項にかかわらず、52単位とする。

第3条 2年次末におけるGPAが3.5以上である学生が、3年次及び4年次において、1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、規則第8条第1項にかかわらず、52単位とする。

第4条 (略)

第5条 第2条から第4条にいうGPAとは、当該年次末に学生に通知される在学中のGPAとする。

第6条 次の各号に掲げる授業科目は、履修科目の登録の上限を超えて履修することができる。

- (1)履修登録期間後に履修登録を行う集中講義等の授業科目で、法学部が開講するもの
- (2)総合教養科目「グローバルチャレンジ実習」

第7条 法科大学院進学プログラム（法曹コース）に登録している学生の履修科目登録の上限の特例については、別に定める。

法科大学院進学プログラム（法曹コース）に関する細則

（履修科目登録の上限の特例）

第6条 プログラム登録生の法学部規則第8条第4項に規定する履修科目の上限を超える者の基準については、本条の定めるところによる。

- 2 1年次末におけるGPAが3.0以上であり、かつ、1年次末において法学部規則第7条第1項第2号に定める科目（同条第2項から第4項までの規定により同号に定める単位数に算入することができる科目を含む。）を20単位以上修得しているプログラム登録生が、2年次において、1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、法学部規則第8条第1項の規定にかかわらず、52単位とする。
- 3 2年次末におけるGPAが3.0以上であるプログラム登録生が、3年次において、1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、法学部規則第8条第1項の規定にかかわらず、52単位とする。
- 4 前2項にいうGPAとは、当該年次末に学生に通知される在学中のGPAとする。
- 5 本条の規定は、履修科目登録の上限の特例に関する細則の適用を妨げない。

以上のとおり、乙の法曹コースに在籍する学生は、法科大学院進学プログラム（法曹コース）に関する細則（以下「法曹コース細則」という。）の適用によるキャップの緩和が認められるほか、一般学生と共通の履修科目登録の上限の特例に関する細則（以下「一般細則」という。）の適用によるキャップの緩和も認められる（法曹コース細則6条5項参照）。その要件を改めて整理すれば、以下のとおりである。

1. 法曹コース細則の適用による場合（法曹コース在籍者のみ）

- ① 1年次終了時：GPA3.0以上+法学部規則7条1項2号の科目（専門科目）20単位以上
⇒2年生のキャップ52単位に緩和（法曹コース細則6条2項）
- ② 2年次終了時：GPA3.0以上
⇒3年生のキャップ52単位に緩和（法曹コース細則6条3項）

2. 一般細則の適用による場合（一般学生と共通）

- ① 1年次終了時：GPA3.5以上（専門科目の修得要件なし）
⇒2年生のキャップ52単位に緩和（一般細則2条）
- ② 2年次終了時：GPA3.5以上
⇒3年生 及び4年生 のキャップ52単位に緩和（一般細則3条）
（3年次終了時点で早期卒業をする学生には、②は関係ない）

なお、一般細則6条の適用により、一般学生と同様に、一定の科目については、履修登録の上限（キャップ）を超えて履修することが認められる。

【早期卒業について】

乙の法曹コースに在籍する学生の早期卒業に関する関係規定は、次のとおりである。

神戸大学教学規則

(修業年限)

第 22 条 学部の修業年限は、4 年とする。ただし、本学に 3 年以上在学した者(施行規則第 149 条に規定する者を含む。)が、卒業の要件として学部規則に定める単位を優秀な成績で修得したものと認められ、かつ、学生が卒業を希望する場合には卒業することができる。

2 前項ただし書に規定する卒業の認定の基準は、学部規則において定め、公表するものとする。

3～5 (略)

神戸大学法学部規則

(履修要件)

第 7 条 学生は、次の各号に定めるところに従い、125 単位以上を修得しなければならない。

(1) 別表イの表に定めるところに従い、同表に掲げる授業科目から 29 単位以上

(2) 別表ロの表に定めるところに従い、同表に掲げる授業科目から 96 単位以上

2 特別講義は、20 単位を限度として、前項第 2 号に定める単位数に算入することができる。

3 プログラム講義は、20 単位を限度として、第 1 項第 2 号に定める単位数に算入することができる。ただし、前項に規定する単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

4 学生が、別に定める他学部の専門科目の単位を修得したときは、これらの単位数を 20 単位を限度として第 1 項第 2 号の単位数に算入することができる。

5 外国人留学生が教学規則第 26 条第 2 項の規定により開設された授業科目の単位を修得したときは、別に定めるところにより、これらの単位数を第 1 項第 1 号に定める単位数に算入することができる。

(卒業)

第 16 条 所定の期間在学し、第 7 条に規定する要件を満たした者について、卒業を認定する。

2 教学規則第 22 条第 2 項に規定する早期卒業の認定の基準は、別に定める。

(雑 則)

第 21 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

法科大学院進学プログラム（法曹コース）に関する細則

(早期卒業要件の特例)

第 7 条 プログラム登録生の法学部規則第 16 条第 2 項に規定する早期卒業の認定については、次の各号に掲げる条件を満たした者について、教授会の議を経て、これを行う。

(1) 神戸大学法学部に 3 年間在学していること。

(2) 法学部規則第 7 条に定める単位を修得していること。

(3) 次条に定める本プログラムの修了要件を満たしていること。

(4) 3 年次末における G P A が 3.3 以上であること。

- (5) 学生が早期卒業を希望し、3年次前期又は後期の履修登録時に、早期卒業希望調書を神戸大学法学部長（以下「法学部長」という。）に提出していること。
- 2 早期卒業の認定は、3年次終了時に行う。
- 3 本条の規定は、早期卒業の認定の基準に関する細則の適用を妨げない。

以上のとおり、乙の法曹コースに在籍する学生は、法科大学院進学プログラム（法曹コース）に関する細則7条1項各号に定める要件を充足することにより、早期卒業をすることができる。

なお、履修科目登録の上限（キャップ）の緩和及び早期卒業の認定に用いられるGPAは、別紙第2に示す基準により計算される。

乙の法曹コースを修了して甲の実務法律専攻に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

1. 5年一貫型教育選抜について

5年一貫型教育選抜の対象者は、以下の通りとする。

乙の法曹コースに在籍する者

5年一貫型教育選抜の出願要件は、以下の通りとする。

甲の実務法律専攻において実施する入学者選抜の行われる年度に乙の法曹コースを修了する見込みの者

5年一貫型教育選抜の合否判定の方法は、以下の通りとする。

出願書類に係る審査（法曹コースにおける出願者の成績を含む）及び口頭試問によって行う。

書類審査と口頭試問の配点比率は1：2とし、口頭試問は、出願書類並びに憲法、民法、刑法又は会社法に関するその場で与えられた問題に関する質疑により審査を行う。

甲における募集人員は、甲が法曹養成連携協定を締結した全ての連携法曹基礎課程大学からの出願者を対象とする選抜方式（以下「5年一貫型教育一般選抜」という。）の17名と、地方大学である連携法曹基礎課程からの専願での出願者を対象とする選抜方式（以下「5年一貫型教育地方選抜」という。）の3名の合計20名とする。

【甲における5年一貫型教育地方選抜の実施について】

甲は、特に法科大学院をもたない地方国立大学法学部等の法曹コース生を法科大学院に受け入れることへの社会的需要が強いことに鑑み、それらの地方国立大学からの要請を受けて連携協定を複数締結するとともに、それらの連携先法曹コースからの学生の受け入れを想定して5年一貫型教育地方選抜の定員を設定する。

2. 開放型選抜について

開放型選抜の対象者は、以下の通りとする。

乙を含む全ての法曹コースに在籍する者

開放型選抜の出願要件は、以下の通りとする。

甲の実務法律専攻において実施する入学者選抜の行われる年度に乙を含む全ての法曹コースを修了する見込みの者

開放型選抜の合否判定の方法は、以下の通りとする。

出願書類に係る審査（法曹コースにおける出願者の成績を含む）及び筆記試験によって行う。

書類審査と筆記試験の配点比率は1：3とし、筆記試験は、憲法、民法、刑法及び会社法に関して行う。筆記試験の配点は、憲法及び会社法を各50点、民法及び刑法を各100点とする。なお、筆記試験において、憲法、民法、刑法及び会社法の4科目中1科目以上が、一定の成績に達しない場合は、他の科目の成績にかかわらず不合格とする。

甲における募集人員は10名とする。